

感染拡大防止対策について（令和3年5月17日改正）

1 「レベル3」による対応が必要な事項について

(1) 発熱や咳等の風邪症状がある場合等には登校しないことの徹底（マニュアルP27）

- ・ 発熱や咳等の風邪の症状がある場合には、児童生徒等も教職員も、自宅で休養すること。
- ・ 同居家族に発熱や咳等の風邪症状が見られる場合も、登校させないようにすること。

(2) 登校時の健康状態の把握（マニュアルP27、28）

- ・ 登校時の検温結果の確認及び健康状態（同居家族の健康状態も含む）の把握を、校舎に入る前に行うこと。

※必要に応じて教育委員会から配付したサーマルカメラ（幼稚園除く。）や非接触型体温計を活用すること。

(3) 休み時間中の行動（マニュアルP61）

- ・ トイレ休憩については、混雑しないよう動線を示して実施すること。また、廊下で滞留しないよう、私語を慎むなどの指導をすること。
- ・ なお、事業所で同じ洗面所で同じ時間に複数人が歯を磨いていて、感染拡大に繋がった可能性もある事例も発生していることから、昼食後の歯みがき指導の実施にあたっては、学校歯科医と連携して対応すること。

※ 令和2年5月28日付け通知「新型コロナウイルス感染症に対応した学校における「昼食後の歯みがきの実施について」参照

(4) 各教科（マニュアルP54～56）

各教科における感染リスクの高い活動として、以下のような活動が挙げられています。感染が拡大の局面にあるレベル3地域では、次に示した活動については、**停止すること**。（マニュアルP18）

- ・ 各教科等に共通する活動として「児童生徒が長時間、近距離で対面形式となるグループワーク等」及び「近距離で一斉に大きな声で話す活動」
- ・ 理科における「児童生徒同士が近距離で活動する実験や観察」
- ・ 音楽における「室内で児童生徒が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏」
- ・ 図画工作、美術、工芸における「児童生徒同士が近距離で活動する共同制作等の表現や鑑賞の活動」
- ・ 家庭、技術・家庭における「児童生徒同士が近距離で活動する調理実習」
- ・ 体育、保健体育における「児童生徒が密集する運動」や「近距離で組み合ったり接触したりする運動」

2 登下校時を含めたマスクの着用について（マニュアルP46、54）

- ・ 登下校時を含め、マスクを外す機会をできるだけ少なくすること。ただし、気温・湿度や暑さ指数（WBGT）が高い日には、熱中症などの健康被害が発生するおそれがあるため、マスクを外すこと。
- ・ やむを得ずマスクを外す態様をとる場合でも、他者の接触や会話を控えること。
- ・ 食事時間などマスクを外す場面では、感染リスクが高まるため、特に留意して、感染症予防に取り組むこと。
- ・ 体育・保健体育の授業や、部活動の前後における着替えや移動、活動中の教師による指導内容の説明やグループでの話し合いの場面、用具の準備や後片付けの時など、児童生徒が運動を行っていない際は、可能な限りマスクを着用させること。また、呼気が激しくならない軽度な運動の際は、マスクを着用させること。

3 部活動の実施について（マニュアルP56～59）

新型コロナ感染拡大防止集中期間中の令和3年5月17日（月）から令和3年6月1日（火）は休止する。

ただし、学校長の認める最小限の活動（学校体育団体主催大会や、最終学年の生徒の学校生活最後の大会の出場に向けた活動等）については、マニュアルに記載してある、「全体を通じたの留意事項」を踏まえた上で、感染防止対策を徹底し、短時間（1時間程度）での活動とすること。また、活動に当たっては、特に次の点に留意すること。

- ・ 密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする場面が多い活動や、向かい合って発声したりする活動など感染リスクの高い活動は行わないこと。
- ・ 公式戦の参加に当たっては、大会事務局が示した感染防止マニュアルを厳守し、大会への参加者を必要最小限の人数とすること。
- ・ 活動の前後においても3密を避け、健康観察を行った上で、部室や更衣室等に入る人数を制限し、少人数・短時間で更衣をさせること。また、室内の換気扇を常に回すなど換気を徹底すること。
- ・ 部活動終了後に生徒同士で飲食をすることがないように指導するなど、部活動の内外を問わず感染症対策を徹底すること。
- ・ 運動部活動中の飲料水は各自で持参させ、回し飲みやコップの使いまわしなどを行わないよう指導を徹底すること。
- ・ 生徒の健康・安全の確保のため、生徒だけに任せるのではなく、教師や部活動指導員等が活動状況を確認すること。
- ・ 他校との、合同練習や練習試合等の企画・実施は行わないこと。
- ・ 生徒が使用するタオルや用具などの私物の取り違えや貸し借りをしないよう指導すること。

4 学校行事等について

- 運動会、体育祭、文化祭（展示のみで、外部からの来校がないものを除く）については、当面の措置として延期すること。
- 泊を伴う行事（野外活動、修学旅行等）については、当面の措置として延期すること。
- 緊急またはやむを得ず行わなければならない行事以外は、当面の措置として延期すること。行事を実施する際には、感染症対策を十分に講じた上で実施すること。
- その他、会議や会合、集会等の実施については、「3つの条件（①換気の悪い密室空間、②人が密集している、③近距離での会話や発声が行われる）」を避けることを徹底できるかどうか判断した上で決定すること。

5 給食等の食事をする場面について

- 児童生徒等全員の食事の前後の手洗いを徹底すること。
- 会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、会話を控えるなどの対応をすること。